

政令第三十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第一項中「及び参事官一人」を削る。

第七十八条第一号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七十九条第三号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第八号中「及び参事官」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

附則中第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

理由

情報流通行政局に置かれる参事官を廃止する必要があるからである。